

広島県立総合技術研究所保健環境センター動物実験実施規程

(趣旨及び基本原則)

第1条 この規程は、次号を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（2006年6月1日）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全等の観点並びに動物実験等を行う職員等の安全確保の観点から、広島県立総合技術研究所保健環境センター（以下「センター」という。）において動物実験等を適正に行うため、動物実験等の具体的な実施方法並びに動物実験等の施設等の整備及び管理の方法等の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）
- (2) 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）
- (3) 「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号。以下「処分指針」という。）
- (4) 「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本方針」（平成18年6月1日厚生労働大臣官房厚生科学課長通知。以下「基本指針」という。）

2 動物実験等の実施に当たっては、動物愛護管理法、飼養保管基準、処分指針及び基本指針を踏まえ、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、動物利用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）に配慮し、適正に実施するものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当センターで飼養又は保管している哺乳類、鳥類及びその他の動物を用いるすべての動物実験等に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等とは、動物を試験、研究、検査、系統維持、教育訓練その他科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物とは、動物実験等のため当センターで飼養又は保管している哺乳類、鳥類及びその他の動物をいう。

- (3) 動物実験実施者とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (4) 動物実験責任者とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に係る業務を統括する者をいう。

(センター長の責務)

第4条 センター長は、センターにおける動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、本規程に定める措置その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じるものとする。

- 2 センター長は、動物実験計画が指針及び本規程に適合しているか否かの審査を行うなど、適正な動物実験等の実施を図るために必要な事項を検討するため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 3 センター長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験申請書（様式第1号）及び動物実験計画書（様式第2号）を申請させ、その動物実験計画を委員会に諮問し、その結果報告を受け、申請に対する承認又は不承認（却下）を決定し、通知書（様式第3号）により、その旨を通知する。
- 4 センター長は、動物実験等の終了後、動物実験責任者から動物実験計画の実施結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置等を講じるものとする。
- 5 センター長は、動物実験実施者その他実験動物の飼養又は保管等に携わる者（以下「動物実験実施者等」という。）に対し、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管に関する知識を修得させるための教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質の向上を図るために必要な措置を講じるものとする。
- 6 センター長は、定期的に、センターで実施される動物実験等が本規程に適合しているかについて、自己点検及び評価を行う。
また、委員会に対して、動物実験等に対する本規程への適合性に関し、自己点検及び評価を行わせなければならない。
- 7 センター長は、本規程等に基づく点検及び評価の結果等について、適切な方法により公開するものとする。

(動物実験責任者の責務)

第5条 動物実験責任者は、供試動物数を実験目的に必要な限度に留めるため、動物実験等に係る3Rの精神、代替法の利用(Replacement)の利用、動物利用数の削減(Reduction)、苦痛の軽減(Refinement)に配慮しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施に当たっては、あらかじめ動物実験計画を立案し、センター長の承認を得るものとする。
- 3 動物実験責任者は、動物実験等の終了後、センター長に動物実験計画の実施結果について動物実験（経過・終了）報告書(様式第4号)により報告するものとする。

(委員会)

第6条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) センター長からの諮問を受け、動物実験計画が本規程等に適合しているか否かの審査を行い、その結果をセンター長へ報告する。
 - (2) センター長から動物実験計画の実施結果報告を受け、必要に応じ助言を行う。
 - (3) センターで実施される動物実験等が本規程に適合しているかについて、自己点検及び評価を行い、その結果を動物実験等の実施状況等に関する自己点検及び評価（様式第5号）により、センター長へ報告する。
- 2 委員会は、センター長が職員から任命した委員により構成することとし、委員長は技術次長とする。
- また、委員会の構成員は、別表のとおりとする。
- 3 委員会は、委員長が招集する。また、委員長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聴き、場合によっては、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
 - 4 委員会は、必要に応じて、動物実験責任者に対して報告を求めることができる。
 - 5 委員長は、委員会の全般的事項を統括する。委員長に事故があったときは、副委員長がこの職務を代理する。
 - 6 委員会の事務局をセンター総務企画部に置き、庶務等を処理する。
 - 7 その他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別途定める。

（教育訓練）

第7条 動物実験責任者はセンター長の指示を受け、年1回以上担当者に次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を実施する。

- (1) 本規程、動物愛護管理法、飼養保管基準、処分指針、基本指針及びガイドライン等の習熟
- (2) 動物実験等の方法に検する基本的事項
- (3) 動物実験の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物試験等の実施に関する事項

（安全管理）

第8条 動物実験責任者は、物理的・化学的な材料、病原体又は遺伝子組換え生物等を用いる動物実験など、人又は実験動物の安全・健康、周辺環境及び生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する場合は、関係法令等の規定並びにセンターの施設及び設備の状況を踏まえ、動物実験実施者等の安全確保及び健康保持のほか、公衆衛生、生活環境及び生態系の保全上の支障を防止するために相当の注意を払うものとする。また、飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう十分に配慮する。

- 2 動物実験責任者は、施設及び設備の適切な維持管理に努めなければならない。

3 動物実験実施者、動物実験責任者は協力して、動物の死体及び使用後の器材等により、人の健康及び周辺環境が損なわれないよう適切な措置を講じなければならない。

(実験動物の飼養及び保管)

第9条 実験動物の飼養及び保管（輸送時を含む。）は、動物愛護管理法及び飼養保管基準を踏まえるほか、飼育環境の微生物制御等の科学的観点から、動物実験等に必要な飼養及び保管方法を適切に行う。

(動物慰霊)

第10条 当センターにおいて、動物実験に供された実験動物の生命の尊厳に対する敬意と感謝の念を表するため、毎年1回程度の慰霊を行う。

(文書の保管)

第11条 この規程に係る文書について、委員会に係るものはセンター総務企画部、実験に係るものはセンター保健研究部が保存するものとする。

2 文書の保存年限は、実験終了後5年間とする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成29年7月4日から適用する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）広島県立総合技術研究所保健環境センター動物実験委員会

役職名	委員名
委員長	技術次長
副委員長	保健研究部長
委員	事務次長
委員	総務企画部企画担当
委員	環境研究部長